

資料 3

3. 適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保を通じた技能者の処遇改善について

調査の目的

建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施

調査概要

- ◇調査対象：全国の建設業者 14,000業者（大臣許可 1,750業者、知事許可 12,250業者）
- ◇調査方法：郵送による書面調査（令和4年7月27日～令和4年10月24日）
 - ◇調査対象期間：令和3年7月1日～令和4年6月30日における取引
- ◇調査内容：元請負人と下請負人の間及び発注者（施主）と元請負人の間の取引の実態等、見積方法（法定福利費、労務費、工期）の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況、技能労働者への賃金支払状況 等
- ◇回収業者数：11,079業者（回収率79.1%）
- ◇集計対象業者数：10,974業者（回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者（105業者）を除いた者）

調査結果の概要

（１）建設業法の遵守状況

- 建設工事を下請負人に発注したことがある建設業者（9,261業者）のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者（適正回答業者）は、713業者（適正回答業者率：7.7%（昨年度：10.8%））であった。
- このうち、「下請代金の決定方法（98.1%）」、「契約締結時期（98.5%）」、「引渡し申出からの支払期間（97.8%）」、「支払手段（93.2%）」などの調査項目については概ね遵守されている状況であった。
- 一方、「見積提示内容（19.2%）」、「契約方法（62.5%）」、「契約条項（43.1%）」、「手形の現金化等にかかるコスト負担の協議（38.5%）」など、適正回答率が低い調査項目も見受けられた。

（２）元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.4%（昨年度：1.2%）で、その内容のうち、主なものは、「指値による契約（12.6%）」、「追加・変更契約の締結を拒否（11.8%）」、「下請代金の不払い（11.8%）」、「工事着手後に契約（10.9%）」だった。

調査結果の概要

(3) 発注者（施主）による元請負人へのしわ寄せの状況

発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は**1.3%**（昨年度：0.6%）で、その内容で主なものは、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」**(16.3%)**、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」**(15.0%)**、「追加・変更契約の締結を拒否」**(13.0%)**、「請負代金の不払い」**(7.3%)**だった。

(4) 法定福利費・労務費の内訳を明示した見積書の活用状況

下請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は**69.3%**、労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は**65.1%**だった。また、元請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は**75.6%**、労務費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は**66.8%**だった。

(5) 工期について

下請負人から工期の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は**90.3%**だった。また、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した場合、元請負人に対して工期の変更交渉を行ったことがある下請負人は**82.1%**で、うち施工するために通常必要と認められる工期に変更されたのは**92.1%**だった。

(6) 請負代金の額について

下請負人から請負代金の額の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は**94.4%**だった。また、元請負人との契約書に価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがある下請負人は**45.8%**だった。さらに、請負代金の額の変更交渉を行ったことがある下請負人は**52.4%**で、うち変更が認められたのは**86.0%**だった。

(7) 約束手形について

手形期間を60日(予定・検討中も含む)としている建設業者は**76.8%**で、一方、手形期間を60日以内とする予定がないと回答した理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」**48.1%**が最も多くなった。

(8) 技能労働者への賃金支払状況

賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は**84.2%**（昨年度：82.8%）だった。

賃金水準を引き上げた理由として最も多かったのは、「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」**45.3%**だった。一方、引き上げないと回答した理由としては、「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」**43.1%**が最も多くなった。

	元請を対象に元請下請間	発注者を対象に受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	今般の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請
実施方法	元請にヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	発注者にヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング ・ 工期の進捗状況 ・ 下請負人に対する標準見積書の働きかけ ・ 法定福利費の明示状況 ・ 法定福利費の算出方法 ・ 契約締結に至る過程での下請負人との協議状況	スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング ・ 請負業者の選定方法 ・ 工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む） ・ 価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	○改善・留意すべき事項について、文書で通知	○業界ごとの傾向や取組状況等について、対象企業との共有を図るとともに公表する予定

※）モニタリング調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

調査概要

請負代金や工期などの契約締結の状況についてモニタリング調査を実施し、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、各地方整備局等によるヒアリングを実施。

調査内容

■ 調査対象業者

完成工事高上位の建設業者を中心に選定。

■ 調査対象工事

令和2年度中に元請として発注者から直接請け負った工事。

■ 調査方法

調査対象業者から、上記調査対象工事の一覧表の提出を求め、その中からヒアリング対象とする工事をランダムに選定し、それぞれの工事の契約支店・現場所長等に対してヒアリングを実施。

■ 主な調査項目

①工期の進捗状況、②下請負人に対する標準見積書の働きかけ状況、③法定福利費の明示状況、④法定福利費の算出方法、⑤契約締結に至る過程の下請負人との協議の状況、等。

不適切なおそれのある事案（その1）

1. 標準見積書の活用等の働きかけについて

- ① 下請負人への標準見積書の活用等の働きかけを行っていないもの。
- ② 標準見積書以外の様式を使用している場合で、下請負人から交付された見積書に法定福利費が内訳明示されていないもの。
- ③ 法定福利費が明示されているものの、その根拠となる労務費総額など算出根拠が不明確なもの。

2. 契約書・見積書における法定福利費の内訳明示について

- 1. ②の調査結果に加え
 - ① 当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。
 - ② 下請負人が見積書において、法定福利費を内訳明示したにもかかわらず、工事費に含めた上で、さらに、下請負人が見積もった単価を大幅に減額することにより、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

3. 適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員の現場入場について

設定された法定福利費から想定して、適切な保険に加入していない作業員（偽装一人親方を含む。）を現場に入場させているおそれのあるもの

不適切なおそれのある事案（その2）

4. 合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）について

- ① 請負代金内訳書に元請負人が提示した合理的な根拠のない大幅な値引き額があり、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。
- ② 元請負人が自らの予算額に基づく請負金額の総額を示し、それに収まるよう下請負人が提示した大幅な値引き額について、元請負人において、十分な検証することなく、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

5. 技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定について

調査対象である令和2年度の前年度の同種同等工事における単価に比べて、大幅に安い単価を設定し、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのあるもの。

6. 労務費相当分の現金支払について

当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、労務費相当分の現金払いがされていないおそれのあるもの。

7. 適正な施工体制の確立について

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認等が不十分で、社会保険加入の徹底や現場に入場した者との契約関係が雇用か請負か不明確なものなど施工体制の的確な把握が行われていないおそれのあるもの。

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

下請への要請 「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

■労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等 ■CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

元請への要請 「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

■労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不企第33号)

- ◎請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

民間発注者への要請

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)

- ◎法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)
罰則: 雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
- ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ③ 年 720時間(月平均60時間)
 - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
 - ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)
 - ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)
 - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を作成し、その実施を勧告

（中央建設業審議会の設置等）

第三十四条（略）

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して、**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについては、**契約締結までに通知**

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

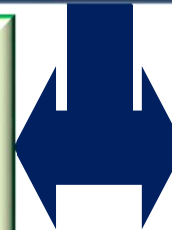
第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象



建設業者

◆**工程の細目を明らかにし、** 工程ごとの作業及びその準備に 必要な日数を見積り

（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 （略）

◆**工事を施工しない日や時間帯の定め**をするときには**契約書面に明記**

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

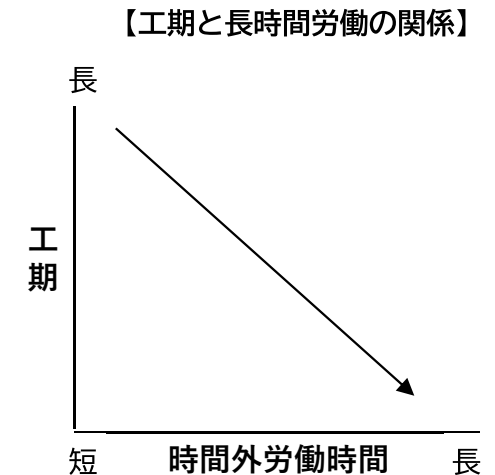
四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）①

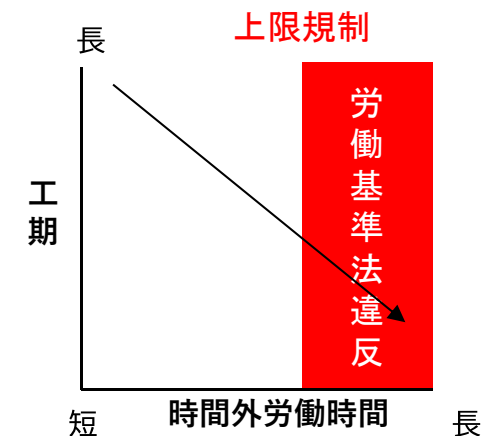
- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。



【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

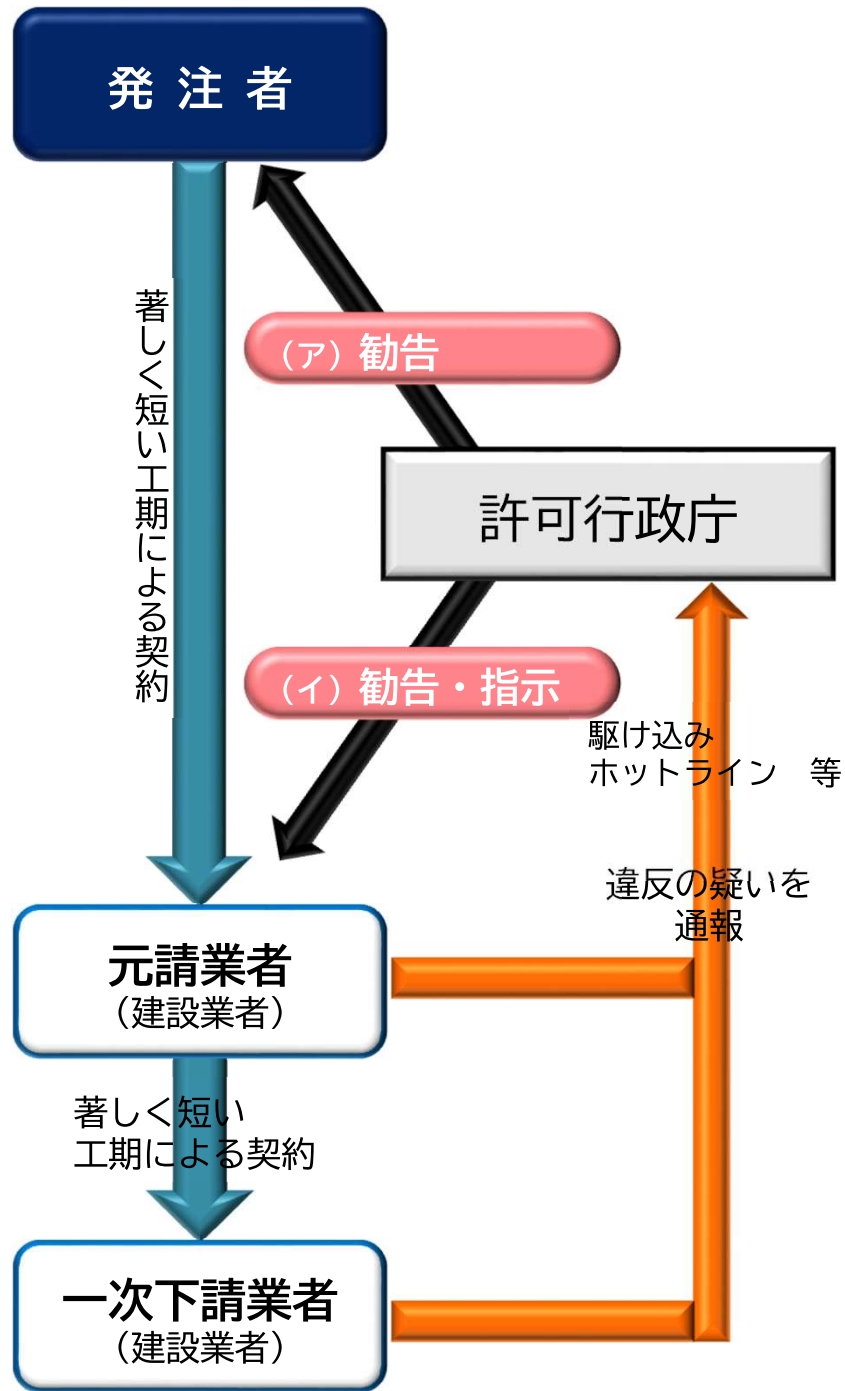
- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合**、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

- 2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

開催概要

日時：令和4年9月7日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和5年度概算要求、建設業の賃金引上げに向けた取組、建設資材の価格高騰、働き方改革等の推進 等

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の確保を図っていくこと、業界の実態としても施工余力に問題がないことについて再確認。
- また、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- さらに、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進、建設資材の価格高騰対策、働き方改革の推進、インフラDX等を通じた生産性向上、地方公共団体における入札契約の適正化等についても議論。



単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
- (3) 元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映 (下請企業を経由する手当は従前より反映)

全 国

全 職 種 (22,227円) 令和4年3月比；+5.2% (平成24年度比；+65.5%)

主要12職種※ (20,822円) 令和4年3月比；+5.0% (平成24年度比；+65.5%)

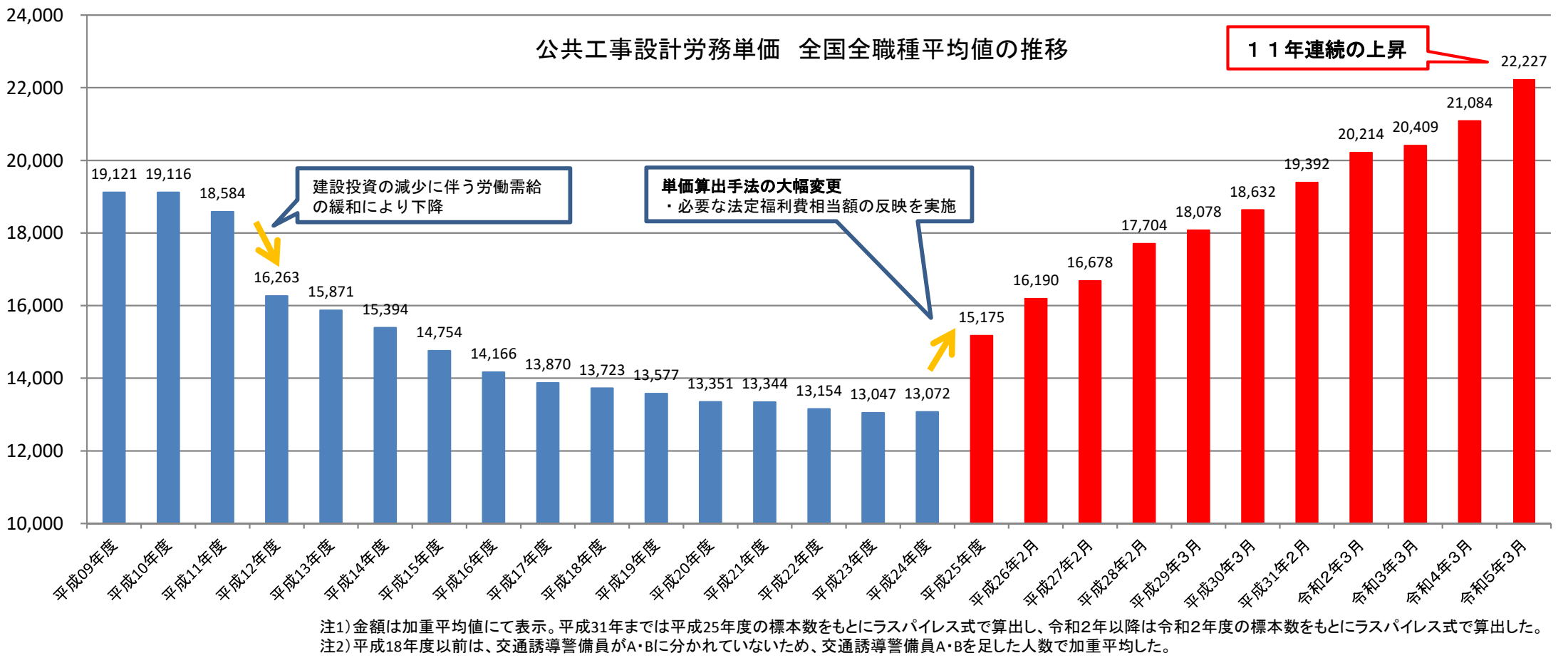
※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

(主要12職種)

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+4.0%	運転手(一般)	21,859円	+5.8%
普通作業員	20,662円	+5.7%	型枠工	27,162円	+3.8%
軽作業員	15,874円	+6.3%	大工	26,657円	+4.9%
とび工	26,764円	+4.8%	左官	25,958円	+4.0%
鉄筋工	26,730円	+3.6%	交通誘導警備員A	15,967円	+7.1%
運転手(特殊)	25,249円	+5.7%	交通誘導警備員B	13,814円	+6.3%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



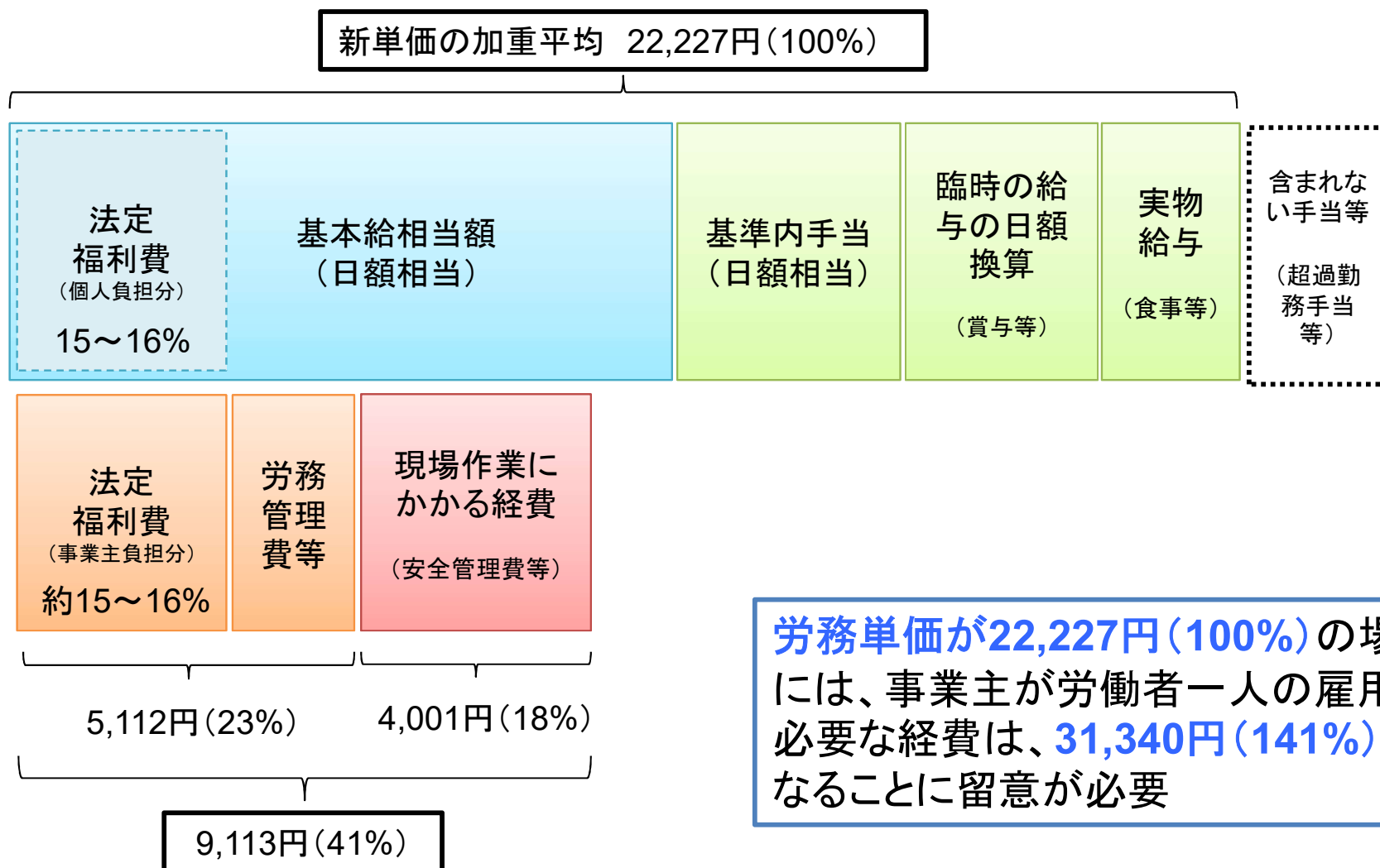
参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	+65.5%

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分**を計上しない、又は下請代金から**必要経費**を値引くことは**不当行為**

※イメージ図



労務単価が22,227円(100%)の場合には、事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、**31,340円(141%)**になることに留意が必要

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における国土交通大臣発言（概要）

（令和3年12月27日 岸田総理、齊藤国交大臣等 → 経団連会長など経済団体5団体トップ、日建連会長など事業者団体22団体トップ）

- 業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。
- 国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

（令和4年4月26日 国不建第52号～第55号 国土交通省 不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者）

- ◆ 取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保に加え、本年実施したモニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施について要請

< 契約締結時 >

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている請負代金や工期の変更に関する規定（スライド条項等）を適切に設定すること

< 契約締結後 >

それらの規定を適切に運用すること

受注者や下請企業から協議の申出があった場合は、適切に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ること

- ◆ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、発注者との契約においても適切な対応を図ること
- ・ 資材業者等に対しても同様の配慮を行うこと

公共
発注者

- ・ 資材単価の改定を月ごとなど適時に行うこと、状況等を踏まえて単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、適切な対応を図るべきこと

- ◆ 価格転嫁に関する相談等を「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けている旨周知

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、官民協働で取組を推進

建設工事を発注する民間事業者・施主の皆様に対するお願い (2023年1月版)



昨年来、世界的な原材料の品薄・高騰の影響により、建設業においても幅広い資材において、**かつて経験のない価格高騰・納期遅れが発生**しています。こうした状況を踏まえ、当会は、**政府から適正な価格転嫁のご指導**をいただいています。
もとより建設会社は経営努力を最大限に行っていますが、現下の資材高騰・品不足は建設会社のみで吸収することは困難であることから、**適正な価格・適正な工期での建設工事の実施につき、以下の点についてご理解・ご協力をお願いいたします。**

1. 直近の資材価格や調達状況を反映した価格・工期での契約締結

現在の急激な原油や原材料価格の上昇、世界的な物流の停滞に対して、政府では適正な価格転嫁、工期の確保の促進について以下のような取組を進めており、当会に対しても国土交通省から通知(2022年4月26日付)が発出されています。

【政府における原材料費高騰に係る対策(建設関係)】

- 「価格交渉時期における転嫁対策の取組強化について」(閣僚懇談会における内閣総理大臣指示(2022.3.4))
 - ・企業が買上げに積極的に取り組むことができるよう円滑な価格転嫁を進めることが重要
 - ・事業所管省庁において、事業者団体に対して改めて価格転嫁への協力を働きかけるようお願い
- パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における斉藤国土交通大臣発言(2021.12.27)
 - ・国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(国土交通省課長通知(2021.12.1))
 - ・発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願い
- 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国土交通省局長通知(2022.4.26))
 - ・下請企業等との取引において価格転嫁を進める上での発注者と元請負人の間の契約の適正化の重要性に鑑み、...適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について適切に対応を図るようお願い
- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(閣議決定(2022.10.28))
 - ・中小企業等が買上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める



2021年12月27日転嫁円滑化会議



2022年10月28日記者会見

※「中小企業等」には日経連会員のような大規模事業者も含まれる

今後、当会会員企業は、

- (1) 直近の資材価格及び資材調達状況を反映した見積の提出
- (2) 見積提出後、契約前の間に資材高騰等が生じた場合、契約額や工期への適切な反映等のお願いをさせていただきますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

2. 民間建設工事標準請負契約約款等を活用した契約締結

長期の工事については、建設会社からの見積提出時・契約締結時に、将来の資材等調達価格を適切に予測することが極めて困難な場合があり、工期中に資材価格や調達の状況が大きく変わることもあります。

こうした事態に対応するため、国土交通省中央建設業審議会が決定した民間建設工事標準請負契約約款では、所要の条項が整備されています。(民間(七会)連合協定工事標準請負契約約款にも同様の条項があります。)
今後、**民間建設工事標準請負契約約款等を活用した契約締結**につき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

○民間建設工事標準請負契約約款(甲)(抄)

(工事又は工期の変更等)

第30条

5 受注者は、...正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

(請負代金額の変更)

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、...その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

五 契約期間内に...経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないとき認められるとき。

六 長期にわたる契約で、...物価、資金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないとき認められるとき。

○「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(国土交通省課長通知(2021.12.1))

・当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応していただきますようお願い

○「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国土交通省局長通知(2022.4.26))

・請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款(甲)...を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るようお願い

また、**契約条項に基づき建設会社が請負代金額や工期等の変更をお願いした場合には、資材高騰分の請負代金変更、納期遅れ分の工期延伸等**につきご理解・ご協力をお願いいたします。

3. 既に締結された契約における資材高騰に伴う個別協議

既に締結された契約における調達価格高騰への対応につきましては、民間事業者の皆様と建設会社との個別協議により決められるべきものではありますが、事業者の皆様におかれましては、個別協議の際に、①短期間に多くの資材価格が上昇することは工事請負契約締結時には予測できなかったこと、②契約法においてはいわゆる「事情変更の原則」が認められていること、を十分にご勘案いただき、**請負価格の変更や設計の変更等に係る協議等**に御対応いただきますようお願いいたします。

※契約締結の際に前提とされていた事情が、事後的に当事者の予想し得た範囲を超えて著しく変化し、当初の契約内容を形式的に維持すると当事者の一方にとって極めて不公平な結果をもたらすような場合に、契約内容を新しい事情に適合するように改訂すること等を認める原則。

○「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国土交通省局長通知(2022.4.26))

・既に締結された契約についても、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、請負代金や工期につき適切な対応に努めていただくようお願い

建設資材高騰等の現状 (2023年1月版)

一般社団法人日本建設業連合会
JFCE JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰・円安の影響を受けて、建設工事の資材価格なども高騰しています。

新型コロナ禍による
生産・供給制約

コンテナ不足等、
物流のひっ迫・停滞

EVシフトに伴う
半導体需要増大

CN対応に伴う設備
投資コスト上昇

生産拠点の
被災

ウクライナ
危機

等々

異形棒鋼

SD345 D19 2.25kg/m
JIS G 3112

71%up

H形鋼

S5400
300x300x10x15

68%up

鋼板 中厚板

(SPHC又は同等物)
16~25x1,524x6,096

81%up

フラットデッキ

630x75x1.2
ゆっぎZ12

41%up

鋼鉄板

SY295 U形

42%up

生コンクリート

普通18-18-25(20)
JIS A 5308

26%up

東京圏組は、2023年4月より、1m³あたり2,000円の値上げと契約方式を出荷ベース変更することを表明※2

コンクリート
型枠用合板

無縫製品(輸入品) 12x900x1800
JAS 級面品質B-C

85%up

管柱 杉KD

3mx10.5cmx10.5cm
材種0.0331

58%up

木製建具が15~30%値上りしている※2

ステンレス鋼板

84%up※1

建築工事、金属工事等の建築仕上げ材や設備配管に使われる

アルミ地金

41%up※1

アルミ型材や板材に使われているアルミ製品が10%に値上がりしている10月に大手サッシメーカーが金属製建具の10%値上げを表明※2

板ガラス

フロート板ガラス
FL5 2.18mm以下

20%up

この10月に大手ガラスメーカーが建築用ガラスの4割値上げを表明※2

ストレートアスファルト

針入り度60~80
ローリー配混

56%up

アスファルト混合地への価格転嫁が進んでいると見られ、道路関係会社の収益を圧迫している※2

600Vビニル
絶縁電線

IV 1.6mm 単線
標準品

41%up

配管用炭素鋼
鋼管

ガス管
白ねじなし
SDA 4m

57%up

硬質ポリ塩化
ビニル管

一般管
(VP: JIS K 6741)
呼び径100mm
外径114mm

23%up

軽油

ローリー配混

36%up

建設資材物価は、2021年1月と比較して28%上昇しています。

(土木部門が25%上昇、建築部門が30%上昇) (一社)建設物価調査会の推計

2021年1月~2022年12月の建設資材物価指数(東京)の推移 (2011年平均=100)



材料費割合を50~60%と仮定すると

この22ヶ月で労務費・仮設費・経費等を含めた**全建設コスト(平均)は、14~17%上昇**※3

※3:例えば100億円の建設工事で50~60億円の原材料費が64~77億円に上昇(平均)

(土木分野 12~15%上昇、建築分野 15~18%上昇)

- 価格上昇とは別に、設備関連や一部建築資材において、**納期遅延が発生し、工期への影響**が出ています。土木分野についても、一部資材(高力ボルト等)の納入がタイトになっています。
- 資材等の納期遅延は、工期への影響の他、仮引渡し対応のための代替品調達による費用増も惹起しています。
- ウクライナ危機の影響で、更に幅広い建設資材に納期遅延やひっ迫が発生する恐れがあります。

当会会員が納入遅れありと認識している資材・設備

躯体 <<< アイアンショック等

- BCP(鉄骨用コラム)
- トラス部付デッキ梁等
- コンクリート膨張材
- 既製コンクリート杭

仕上

- 木製建具・木質系床 <<< ウッドショック ○アスファルト防水 <<< 工場設備換気
- フッ素樹脂塗料付建築鋼板 <<< 半導体需要の高まり、環境対策等によるフッ素樹脂塗料不足
- 金属断熱サンドイッチパネル(物流倉庫・生産施設) ○自動開閉装置 <<< 中国のロックダウン
- 断熱発泡ウレタン・パネル <<< HFO発泡剤メーカーのハリケーン被災 ○ガラス
- 耐火クロスを用いた防火・防炎シャッター、スクリーン等 <<< ロシア産耐火クロスの調達難
- OAフロア(コンクリート製) <<< 現場工事作業員不足(新型コロナ)

設備 <<< 半導体不足・機器原料不足・アイアンショック等

- 電気設備
 - ・受変電設備
 - ・高圧ケーブル
 - ・照明機器
 - ・電話
 - ・発電機
 - ・配線
- 自動火災警報設備
 - ・UPS(無停電電源装置)
 - ・弱電設備
 - ・インバータ駆動
 - ・中央監視設備
 - ・樹膠系コネクタ
- 空調設備
 - ・冷凍機
 - ・チラー(冷却水循環装置)
 - ・PAC(パッケージエアコン)
 - ・自動制御盤
 - ・送風機
 - ・エアコン
- 衛生設備
 - ・シャワートイレ
 - ・給湯器
 - ・厨房設備
 - ・冷凍冷蔵設備
 - ・コンプレッサー
 - ・スプリンクラーヘッド
- 昇降機設備
 - ・乗用エレベーター
 - ・荷物用エレベーター
 - ・機械式駐車場(タワーパーキング)

(注) 箇中、赤字文字は過去に受注停止等が発生したものを。

資材のUP率: (一財)建設物価調査会の建設物価 2021年1月号掲載価格(東京)と2023年2月号掲載価格(東京)との比較

※1:日刊鉄鋼新聞 2021年1月の高値・安値の中間値と2023年1月13日付け数値の比較 ※2:会員会社からの情報